

阿波市障がい者計画（第3次）

阿波市障がい福祉計画（第5期）

阿波市障がい児福祉計画（第1期）

概要版

計画策定の背景と目的

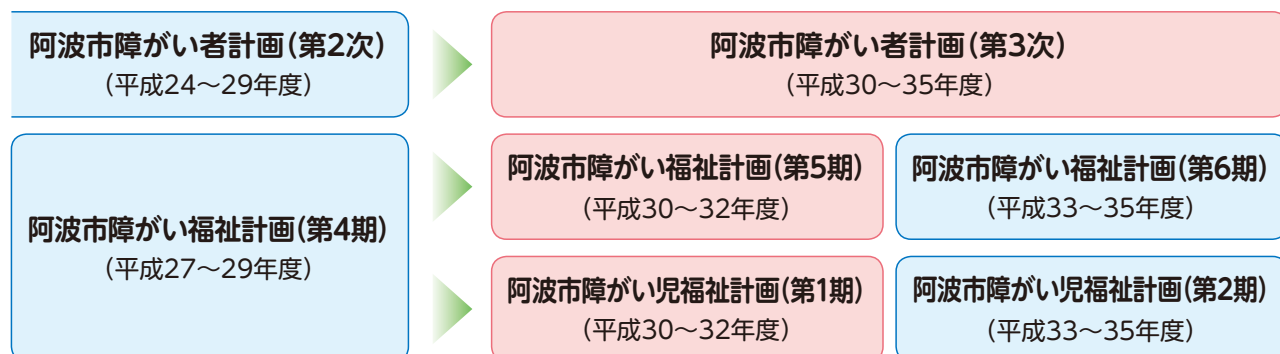
本市では、平成23年度に、障がい者施策に関する基本的な計画である「阿波市障がい者計画（第2次）」（平成24年度～平成29年度）と、障がい福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画である「阿波市障がい福祉計画（第3期）」（平成24年度～平成26年度）を策定するとともに、平成26年度には、「阿波市障がい福祉計画（第4期）」（平成27年度～平成29年度）を策定し、「みんなが活力を持って暮らせる 自立と共生のまち あわ」という基本理念のもと、障がい者施策及び障がい福祉サービス等の充実を図ってきました。

一方、国においては、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准したほか、平成28年6月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」の一部改正を行うなど、障がいのある人に関する法律や制度は引き続き充実が図られています。

本計画は、「阿波市障がい者計画（第2次）」と「阿波市障がい福祉計画（第4期）」の計画期間が終了することを受け、新たな法律や制度、障がいのある人のニーズ等を踏まえながら、これまでの取り組みを見直し、今後の本市の障がい者施策・事業のあり方を定めるものです。

なお、法改正により新たに策定が求められている「阿波市障がい児福祉計画（第1期）」については、「阿波市障がい福祉計画（第5期）」と一体のものとして策定することとします。

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)	…
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---



障がい者計画（第3次）

基本理念

本計画では、第1次・第2次計画の「自立と共生」の理念を引き続き大切にしつつ、さらなる取り組みによって「一人ひとりがそれぞれの舞台に立って活躍し、輝きを増すまちづくり」を目指し、基本理念を以下のとおり定めます。

みんなが輝き合う
自立と共生のまち あわ

基本方針

1. 福祉意識の啓発と交流活動等の推進

広報・啓発活動や福祉教育、障がいのある人となない人との交流機会の充実を図るとともに、ボランティア団体やNPO、障がい者団体等の活動の活性化を促進します。

2. 生活支援体制の充実

虐待の防止や差別の解消、権利擁護に向けた取り組みを進めるとともに、多様なニーズに対応した生活支援サービスの充実を図ります。また、障がいのある人の文化・スポーツ活動等の機会の充実に努めるほか、相談支援体制の充実を図ります。

3. 安全・安心な生活環境の確保

公共施設を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、歩道の段差解消など道路環境の整備等を進めるとともに、障がいのある人に配慮した防災・防犯対策の充実に努めます。

4. 教育・育成の充実

障がいの早期発見・早期療育体制の充実に努めるとともに、インクルーシブ教育システムの構築を基本に、一人ひとりの状況やニーズに応じた特別支援教育を推進します。

5. 雇用・就業の支援充実

事業所等に対する啓発の推進や公的機関における雇用の拡大に努めるとともに、就労系サービスの提供体制の充実促進、障がい者就労施設等からの物品の調達を図ります。

6. 保健・医療体制の充実

保健サービスの充実及び利用しやすい環境づくりを進めていくとともに、在宅医療・リハビリテーション体制の充実を促進します。

7. 意思疎通支援・情報提供体制の充実

意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣等の支援に努めるとともに、多様な情報媒体の活用による情報提供体制の充実や声の広報等の発行、ホームページの充実等に努めます。

施策の体系

基本理念

みんなが輝き合う
自立と共生のまち
あわ

基本方針

1. 福祉意識の啓発と
交流活動等の推進

2. 生活支援体制の充実

3. 安全・安心な
生活環境の確保

4. 教育・育成の充実

5. 雇用・就業の
支援充実

6. 保健・医療体制の
充実

7. 意思疎通支援・
情報提供体制の充実

主要施策

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 福祉教育の推進
- ③ 地域交流の促進
- ④ ボランティア活動の促進

- ① 虐待の防止・差別の解消と権利擁護の推進
- ② 在宅・日中活動支援の充実
- ③ 居住の場の確保・整備
- ④ 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等の
機会の充実
- ⑤ 相談支援体制の充実

- ① バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
- ② 障がいのある人に配慮した防災・防犯対策の充実

- ① 早期療育・障がい児保育の充実
- ② 障がいの特性に応じた教育の推進

- ① 就労の場の確保
- ② 総合的な支援の充実

- ① 保健サービスの充実
- ② 医療・リハビリテーションの充実

- ① 意思疎通支援等の充実
- ② 情報提供体制の充実

障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）

障がい福祉サービス一覧

訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス	相談支援	障がい児支援
■ 居宅介護 ■ 重度訪問介護 ■ 同行援護 ■ 行動援護 ■ 重度障害者等包括支援	■ 生活介護 ■ 自立訓練（機能訓練） ■ 自立訓練（生活訓練） ■ 就労移行支援 ■ 就労継続支援（A型） ■ 就労継続支援（B型） ■ 就労定着支援【平成30年度～】 ■ 療養介護 ■ 短期入所（福祉型、医療型）	■ 自立生活援助【平成30年度～】 ■ 共同生活援助（グループホーム） ■ 施設入所支援	■ 計画相談支援 ■ 地域移行支援 ■ 地域定着支援	■ 児童発達支援 ■ 医療型児童発達支援 ■ 放課後等デイサービス ■ 保育所等訪問支援 ■ 居宅訪問型児童発達支援【平成30年度～】 ■ 障がい児相談支援

地域生活支援事業一覧

必須事業		任意事業
● 理解促進研修・啓発事業 ● 自発的活動支援事業 ● 相談支援事業 ・ 障害者相談支援事業 ・ 基幹相談支援センター ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業 ・ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） ● 成年後見制度利用支援事業 ● 成年後見制度法人後見支援事業 ● 意思疎通支援事業 ・ 手話通訳者派遣事業 ・ 要約筆記者派遣事業 ・ 手話通訳者設置事業	● 日常生活用具給付等事業 ・ 介護・訓練支援用具 ・ 自立生活支援用具 ・ 在宅療養等支援用具 ・ 情報・意志疎通支援用具 ・ 排泄管理支援用具 ・ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） ● 手話奉仕員養成研修事業 ● 移動支援事業 ・ 移動支援事業（個別支援型） ・ 移動支援事業（車両輸送型） ● 地域活動支援センター	● 日常生活支援事業 ・ 生活訓練等 ・ 日中一時支援 ・ 福祉ホーム利用費助成事業 ● 社会参加支援事業 ・ スポーツ・レクリエーション教室開催等 ・ 点字・声の広報等発行 ・ 自動車運転免許取得・改造助成 ● 権利擁護支援事業 ・ 障害者虐待防止対策支援 ● 就業・就労支援事業 ・ 更生訓練費給付

阿波市障がい者計画（第3次）

阿波市障がい福祉計画（第5期）

阿波市障がい児福祉計画（第1期）

【概要版】

平成30年3月

編集・発行

阿波市 健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課

徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1

TEL 0883-36-6812 FAX 0883-36-5158